

令和 7 年度事業計画書

- 1 兵庫県出身の高校生、大学生および兵庫県内大学に就学している
海外よりの留学生に対する奨学金給付

1	給付額	(文科系)	(理科系)
(1)	高校生 月額	8, 000 円	9, 000 円
(2)	短大生 月額	15, 000 円	17, 000 円
(3)	大学生 月額	25, 000 円	28, 000 円
(4)	大学院生 月額	30, 000 円	33, 000 円

- 2 給付期間

高校生、短大生、大学生、大学院生共第 1 学年後期（10月）より定められた修業年限を修了まで給付する。

給付期間中といえども、給付対象者としてふさわしくないと理事会が判定した時は、給付を中止することがある。

- 3 給付方法

高校生については、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回に分け学校長若しくは、担任教官経由で給付対象者に給付する。

短大生、大学生、大学院生については、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回に分け担任教授或は学生部長を通じて給付する。

- 4 募集方法

兵庫県内の高校、並びに県内外の短大、大学を今年度募集計画に応じて選定し、1 年生を対象に奨学生の推薦を依頼する。

- 5 選考方法

各校より推薦された者の中から別に定める財団の選考委員会において選考して選考経過と共に理事長宛に推薦する。

理事長は、理事会においてこれらの推薦者の中から給付対象学生を決定する。

- 6 給付人員

給付対象者の人数は、高校生 9 名、短大生 8 名、大学生 16 名、大学院生 4 名とする。